

新規就農希望者受入支援事業

【概要】

新規就農希望者が、農業法人等の元で研修を受け、また雇用されることで、新規就農への足掛かりとする。

【対象者】

新規就農希望者(18歳以上45歳未満)を受け入れて研修・雇用を行う市内の農業法人等

【研修内容】

1. 米・麦・大豆・そばの栽培方法
2. 野菜の栽培方法
3. 果樹の栽培方法
4. 農業機械作業技術
5. 農業経営実務

【研修先】

市内の農業法人、特定農業団体、10年以上農業経営を行い、市長が特に認めた団体

【事業スケジュール】

第1段階

- ・受入研修先の募集
- ・担い手農業法人(農家)へ制度周知

第2段階

- 《研修》平成27年度～29年度
- ・研修希望者の募集
- ・マッチング、研修開始

第3段階

- 《雇用》平成27年度～31年度の内36か月
- ・雇用開始

第4段階

- 《独立》
- ・青年就農給付金(国)
- ・新規就農者等支援費補助金(市)

第1ステップ

市へ相談に来た就農希望者について、地域農業・担い手育成に係る連絡会議で情報共有するとともに、研修受入先等に情報提供する。

第2ステップ《研修》

就農希望者と研修先のマッチングを行う。新規就農希望者に研修を行う者に対して1メニューにつき50千円、研修1日／人につき6.5千円を支給する。(10日以内)

第3ステップ《雇用》

研修(第2ステップ)を受講した新規就農希望者を雇用する者に月150千円を36か月支給する。

第4ステップ《独立》

独立して経営をスタートする。

